

京田辺市条例第23号

京田辺市中学校昼食等検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市における中学校昼食等のあり方を検討するため、京田辺市中学校昼食等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、本市における中学校昼食等のあり方について調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員15名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定により答申する日までとする。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条に定める答申の日限り、その効力を失う。